

事 務 連 絡
令和6年7月12日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

文化財建造物等の防火対策に係る注意喚起等について

昨今、文化財建造物等の保存修理工事を実施中の仮設物内において火災が発生しました。

現在、この火災について管轄消防本部により火災原因調査が行われているところですが、工事等の際の出火防止対策、消防用設備等の適切な維持管理、火災等の初動体制の再確認に万全を期すよう、引き続き文化財建造物の関係者への御指導をお願いします。

なお、本日付けで文化庁より、別添のとおり事務連絡が発出されているところであり、文化財部局とも連携を図りながら文化財建造物等の防火対策の一層の推進を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いいたします。

(問合せ先)
消防庁予防課予防係
担当：泉、中臺
電話：03-5253-7523
E-mail：t.nakadai@soumu.go.jp

事務連絡
令和6年7月12日

各都道府県・都道府県教育委員会
文化財主管課長 殿

文化庁文化資源活用課長
齋藤 憲一郎

国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策の徹底について

昨今、保存修理工事を実施中の国宝・重要文化財（建造物）を覆う仮設物内において、火災事故が発生しました。これにより、仮設物及び資材に、熱による小規模な毀損が生じましたが、文化財建造物への毀損は、小範囲の塗装面毀損にとどまり、大きな被害には至りませんでした。

本事案では、所有者をはじめ、自衛消防隊による日頃からの弛まぬ消防訓練及び見廻りが奏功しました。また、適所に配置された警報設備及び消火設備による、早期覚知及び初期消火活動の結果、被害を最小限に留めることができました。

文化財は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び回復することが不可能なかけがえのない国民全体の財産であり、その保存上、適切な管理を図るため、格段の努力が求められています。

文化財の防火対策等については、平成31年4月、ノートルダム大聖堂で大規模な火災が発生したことに関連して、文化財の防火対策に関する留意事項を示した「[文化財の防火対策等について（通知）](#)」（別添1）を発出するとともに、令和元年9月には、「[国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン](#)」（令和元年12月23日改訂）（別添2）を作成し、文化財所有者などの文化財関係者への同ガイドラインの周知・活用をお願いしてきたところです。

貴課におかれましては、これまでも国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策について、各種施策の実施に御尽力いただいているところですが、改めて、上記別添1及び別添2を踏まえた対応を行っていただくとともに、特に下記の事項に御留意のうえ、国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策に関し、所有者及び管理者への御指導・御助言をお願いするとともに、保存修理工事中の現場に対しては、工事関係者への一層の防火管理について、御指導・御助言をお願いします。

なお、総務省消防庁より、別添3の事務連絡が発出されているところであり、関係各位におかれましては、引き続き地元消防関係者との連携を図りながら、国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策等の一層の推進を図られますよう、よろしく申し上げます。

記

1. 「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」による自己点検を実施し、適切な防災施設等の整備、防災訓練の実施に努めること。
2. 修理現場においては、工事中の防火管理を徹底し、特に可燃性や引火性の高い材料の管理を適切に行うこと。

(参考)「文化財の防火対策等について」(平成31年4月22日付 文化庁次長通知) <抜粋>
※防火対策等に関する留意事項

- 1 日頃から、地元消防、警察など関係機関との連携を密にし、必要に応じて 地域住民等の協力を得るなど、防火、防犯体制の強化に努めること。
- 2 文化財の所有者、管理者に対し、文化財の周辺に木材等の可燃物類を置かないように管理を徹底すること。
- 3 修理現場においては、工事中の防火管理を徹底すること。
- 4 建造物の特性や周辺状況、通常の実管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。また、既に設置している場合には、設備が正常に動作するか定期的に点検すること。さらに、建造物の周辺における火気管理を徹底すること。
- 5 文化財収蔵施設等の周辺状況や管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。また、既に設置している場合には、設備が正常に動作するか定期的に点検すること。さらに、文化財収蔵施設等の周辺における火気管理を徹底すること。
- 6 火災発生時の初期対応（通報、初期消火、文化財救出等）並びに延焼防止策などを確実に実施できるように、防火設備の再点検や初期対応の体制を確認するとともに、防火訓練の実施を徹底すること。

以上

【本件担当】文化庁文化資源活用課

電話：075-451-4111（代表）

1. 文化財防災一般に係ること
文化財防災推進係 山本、前川（内線9683）
2. 防災施設整備（防火施設等）に係ること
整備活用部門 井川、石田（内線9685）
3. 修理現場の防火管理に係ること
修理企画部門 西山、矢野、稲垣（内線9690）
4. 史跡等に所在する建造物に係ること
整備部門 中井、小野、岩井（内線9688）